

PRESS RELEASE

令和5年10月10日
一般社団法人 佐賀県木材協会
担当者: 奈良崎
TEL 0952-23-6181

補助金の不正受給について

一般社団法人佐賀県木材協会が、佐賀県から推進事務費補助を受けて間接補助金の交付等を行う令和4年度「ふるさと木材利用拡大推進事業」において、補助金の不正受給が判明したので、県に対して補助金を一部返還しました。

当協会が当該事業の推進を行うべき立場でありながら、当協会の元職員が補助金の不正受給に関与したことは、当協会としての責任であり、県民の皆様の信頼を失墜させ、関係機関の皆様にも多大なご迷惑をかけたものであります。当協会といたしましては、深くお詫び申し上げるとともに、本事案に厳正に対処し、二度と同様の事案を起こさぬよう再発防止に努めてまいります。

1 補助金の不正受給の概要

令和4年度事業の実績報告書に係る県の書類の審査過程において、当協会が「木堀の整備（補助区分）」に関する各事業主体の支払状況を調査したところ、事業主体のうちA社が事業費を水増しした書類を提出し、補助金を不正に受給していることが発覚した。

また、事実関係の内部調査において、当該事業の推進及び事務を担当した元協会職員B氏に聞き取りを行った結果、B氏は当協会が県に対して事業計画を申請し、承認された補助金の予算を消化するために、B氏がA社に対して事業費を水増しするよう働きかけたことが判明した。

今回の不正受給に至った原因を調査したところ、B氏が間違った認識のもと、協会の予算消化を目的に、再三にわたりA社に対し取組を依頼した結果、最終的にA社が協力したものであり、必ずしも悪質性が強いものではなかった。

しかし、当該行為については、不正とわかっている上での虚偽行為であり、不正受給に至った事実には変わりはなく、B氏及びA社は反省している。

（1）対象事業

（事業区分） ふるさと木材利用拡大推進事業のうち「木堀の整備」

（補助率） 木堀設置に係る経費の1/2以内

(ただし、補助上限は 5 万円／m かつ 300 万円／箇所)

(2) A 社の事業費及び補助金の詳細

県産木材を使用した木堀の整備 L=60m (単位：円)

内 容	補助対象経費	補助金
実績報告の事業費 (A)	6,011,490	3,000,000
実際の事業費 (B)	1,873,500	936,000
差額 (A - B)	4,137,990	2,064,000

2 県への補助金返還額等

返還額等総額 3,508,308 円

内訳	・ A 社の木堀整備に係る補助金	3,000,000 円 (全額返還)
	・ 協会の推進事務費に係る補助金	333,309 円 (一部返還)
	・ 補助金の一部取消に係る加算金	174,999 円

【参考】 令和 4 年度ふるさと木材利用拡大推進事業の詳細 (参考)

目的：県産木材の普及啓発による利用拡大 (単位：円)

事業内容 (区 分)	事業 主体	補助 件数	補助金	左記のうち今回返還		補助率
				件数	補助金	
木造住宅 (新築)	施主	48 棟	14,400,000	—	—	30 万円/棟
住宅リフォーム	施主	17 棟	3,400,000	—	—	20 万円/棟
展示効果の高い 施設の木質化	施主	4 棟	9,505,000	—	—	1/2
木堀の整備	施主	5 箇所	11,698,000	1 箇所 (A 社分)	3,000,000	1/2 (上限 5 万/m かつ 300 万/箇所)
県産木材 PR 活動	応援団	15 団体	1,500,000	—	—	10 万円/団
推進事務	協会	一式	4,500,000	一部 (A 社分)	333,309	10/10 (1 式)
計		89 件	45,003,000	1 件 (A 社分)	3,333,309	

3 経緯

令和 4 年

11 月 29 日 A 社から協会へ補助金申請書を提出

12 月 5 日 協会から A 社へ補助金交付決定の通知

令和 5 年

2 月 27 日 A 社の木堀の設置完了

3 月 3 日 A 社から協会へ実績報告書を提出

3月10日	協会がA社実績報告書に基づき書類及び現地の検査を実施
3月16日	協会から佐賀県へ補助金（概算）請求
3月30日	佐賀県から協会が補助金（概算）受領後、協会からA社に補助金交付
4月6日	当協会から佐賀県に実績報告書を提出（県の検査開始）
5月1日	A社の補助金の不正受給が発覚
5月～8月	協会による事実確認・調査等
9月5日	佐賀県から協会へ補助金交付決定の一部取消、補助金返還命令
9月20日	佐賀県に協会から補助金返還

4 今回の不正受給の原因

（１）協会職員の補助事業に対する制度の理解不足

当協会の担当者B氏は補助金が公金であることの重みを理解せず、協会としての予算消化のために安易に不正行為を勧めた。このことについては、当協会における補助事業の目的や制度の理解、補助に係る経理の適正処理、不正行為が発生した場合のリスク等に関する内部研修等の取組が不足していた。

（２）協会内部における補助業務の実施体制の不備

当該事業については、担当者B氏に任せきりにしており、協会内での報告・連絡・相談をせずに自己判断で事を進めていたにも関わらず、協会内における事業の進捗状況等の情報共有や複数名でのチェック等が不十分であったため、協会として不正を見抜けなかった。

5 今後の再発防止対策

- （１）協会職員を対象に、補助制度及びコンプライアンス等に関する研修会を実施する。
- （２）不祥事発生時の対応マニュアル・不祥事再発防止のための行動指針の策定
- （３）当協会内における情報の共有化を図るとともに、複数名での検査を実施するなど検査体制を強化し、組織として適正な事業実施体制を整備する。また、補助事業実施に必要な提出書類について見直し、工程毎の写真の提出や、工事費は銀行振込としたうえで振込依頼書の提出を求める。

6 当協会の措置

当協会としての社会的責任は重く受け止め、下記のとおり処分を行う。

- （１）代表理事会長は、臨時総会が成立した日をもって辞任し、令和4年度報酬25万円を当協会に返納する。
- （２）相談役は、臨時総会が成立した日をもって辞任する。
- （３）事務局長は、臨時総会後から、3か月減給10%の懲戒処分とする。